

「建築基準法第42条第1項第五号に基づく道に関する技術基準」

一部改正（案）の概要

1. 趣旨

建物の新築や建替え、増築等を行う場合には、その敷地が建築基準法上の「道路」に2m以上接する必要がある。位置指定道路とは、土地を建物の敷地として利用するために造られる道で、建築基準法に基づいて市長がその位置を指定したものをいいます。

神戸市では、平成15年に位置指定道路に関する指定基準を策定し、主に新しく造られる道を対象として指定を行っていましたが、このたび持続可能なまちづくりの取り組みとして、新たに「既存の道（以下、既存通路という）」の指定を進め、防災性の向上や住環境の改善を図りながら、老朽化した既存建物の建て替えや不動産流通の促進等につなげることを目的に、「建築基準法第42条第1項第五号に基づく道に関する技術基準」を改正します。

2. 改正（案）の概要

1) 既存通路に関する改正

(1) 有効幅員

既存通路で、将来有効幅員を4メートル以上確保するものは、指定時の有効幅員が4メートル未満（1.8m以上）であっても指定を可能とする。

<適用条件> 以下のすべてに適合

- ・ 建築基準法施行令で道に関する基準が定められた昭和46年以前から存するもの
- ・ 指定を行う部分が全区間にわたって有効幅員1.8メートル以上のもの
- ・ 指定を行う部分が延長35メートル以内（通り抜けの場合は延長70m以内）のもの
※ 指定時に転回地を設ける場合で、有効幅員2.7メートル以上あるものは除く

(2) すみ切り

- ①カーブミラー設置等により安全対策が講じられている場合、指定時に整備不要とする。
- ②行止り通路で、延長20メートル以内かつ縦断勾配8パーセント以下の場合、整備不要とする。

(3) 排水施設

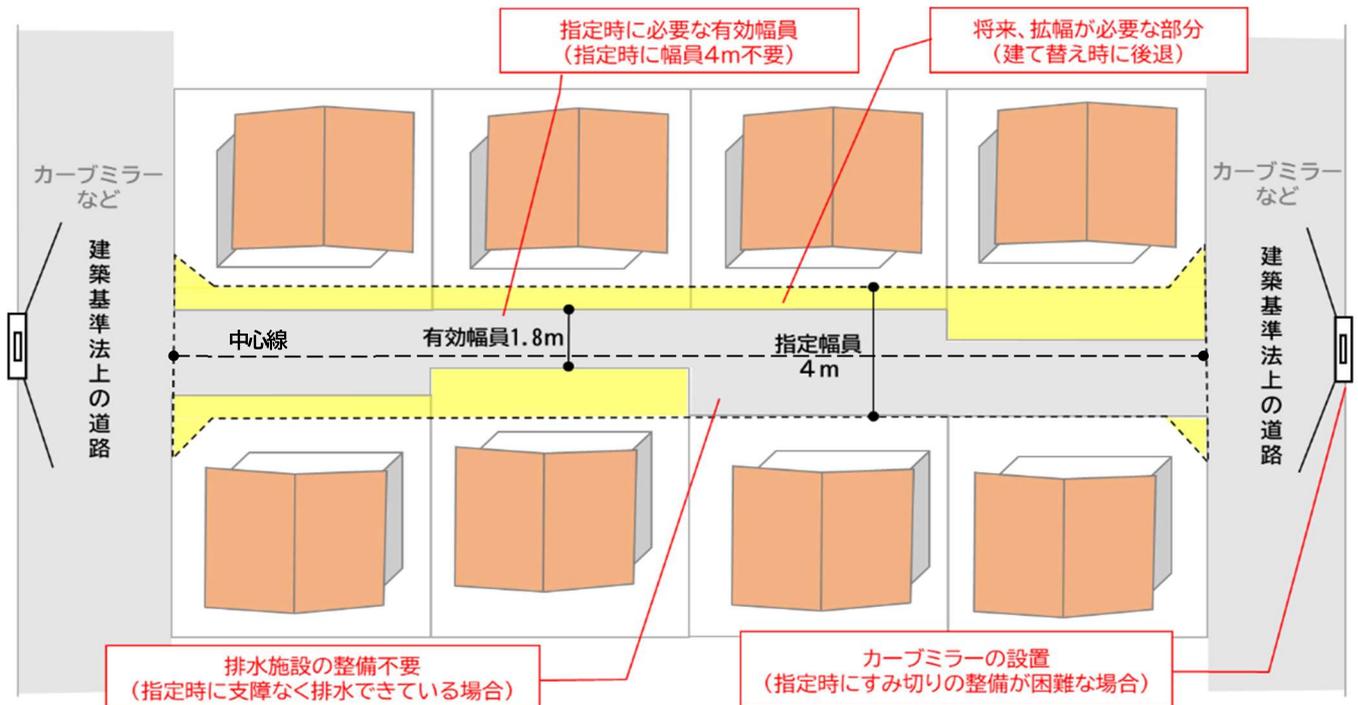
指定時に支障なく排水できている場合は、側溝等を整備不要とする。

2) 上記に伴う参考図の改正

3. 改正の時期

令和7年4月1日予定

<参考1>「既存通路」の基準活用イメージ



<参考2> 関係法令 (抜粋)

建築基準法

(道路の定義)

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

<一から四 省略>

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

建築基準法施行令

(道に関する基準)

第四百四十四条の四 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合には、袋路状道路(法第四十三条第三項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。)とすることができる。

<イからホ 省略>

二 二道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。)は、角地の隅角を挟む辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。